

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策1 人権の尊重

施策方向① 人権に関する啓発活動の推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
市民に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物を配布し、啓発活動を推進します。	人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動。人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施。	社会福祉課	パンフレットや啓発物を配付し、人権啓発に務めている。	引き続き、パンフレット等を活用して啓発活動を推進する。	達成	市のまつりに出向き、大きな分野である人権について啓発活動を行うことで、男女共同参画に対する意識向上を図ることができた。

施策1 人権の尊重

施策方向② 人権教育の推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などにおいて、幅広い年代を対象とし、人権問題をテーマとした研究会や講演会・講座等を開催します。	児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施。小・中学校や児童館での人権講話の実施、小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話の実施。	社会福祉課	児童館、保育園、幼稚園等における人権啓発活動や人権啓発講話を実施している。	児童館、保育園、幼稚園等における人権啓発活動や人権啓発講話を実施している。	達成	人権擁護委員による人権教室(男女共同参画を含む)の実施及び啓発物品の配布を実施した。園児、児童、生徒及びその保護者へ広く啓発することができた。
12月4日から12月10日までの「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼びかけ、明るく住みよい社会づくりを進めます。	人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講話の実施。市職員対象の人権研修の実施。	社会福祉課	人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施している。	引き続き、人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施する。	達成	人権擁護委員による人権教室(男女共同参画を含む)の実施及び啓発物品の配布を実施した。園児、児童、生徒及びその保護者へ広く啓発することができた。
	児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施。	学校教育課	児童・生徒に対して校長講話を実施。人権に対する啓発活動を行っている。	人権週間における校長講話により、人権に係る啓発活動を行う。	達成	各学校において、人権週間における校長講話により、人権に係る啓発活動を行った。
	高齢者虐待の予防啓発について、広報紙、ホームページに年1回掲載。地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施、民生委員との定例会による連携強化。	高齢福祉課	高齢者の虐待を予防するため、年1回高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催している。また、高齢者虐待防止、虐待の早期発見のため、地域包括支援センター、警察署、保健所、民生委員等と連携強化を図り、情報提供を呼びかけている。	高齢者虐待の予防啓発を広報誌、ホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。	達成	広報紙等に高齢者虐待の予防啓発の記事を啓発するとともに、民生委員の定例会に情報提供を依頼し、虐待の早期発見につなげることができた。

施策1 人権の尊重

施策方向③ 人権相談窓口の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、人権に関する相談に随時応じます。	市内4地区での人権よろず相談の実施。人権擁護委員の日(6月1日)に合わせた市内2地区で啓発活動の実施。	社会福祉課	奇数月に1回、市役所にて人権擁護委員による人権よろず相談を実施している。実施していない日は名古屋法務局の電話相談等にて対応を行う。	引き続き、人権擁護委員による人権よろず相談や名古屋法務局の電話相談等にて、人権に関する相談の対応に応じる。	達成	人権よろず相談(男女共同参画を含む、人権に関する無料相談)を実施した。上記の相談日以外で相談があった場合には、名古屋法務局の人権ダイヤル等を案内するなどの対応を行った。

施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

施策方向① 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	広報及びホームページで講演会の開催案内。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	生涯学習課	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っている。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしている。	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っていく。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	達成	広報及びホームページで講演会の開催案内を行った。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせした。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実  
 施策方向② 男女共同参画に関する講演会等の開催

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。また、講演会等の企画、運営については、市民や市民団体との協働により行います。	今年度においても年1回の講演会を開催し、市民の男女共同参画の啓発を実施していく。	生涯学習課	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っている。日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指していく。	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っていく。日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指していく。	達成	日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指し、清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行った。

施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実  
 施策方向③ 広報物のガイドラインの活用

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインの活用を図ります。	広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知及び活用を図る。	人事秘書課	広報連絡員会議(例年5月開催)で周知した。広報紙で写真やイラストを使用する際に、毎号男女の対等な表現に配慮している。 ・数的バランス ・行為やジェスチャーでのバイアスに配慮(料理する人物は男女両方載せるなど)	広報紙は校了前に広報担当者複数人で全文読み合わせを実施しており、ここでガイドラインに沿った表現となっているかチェックを行っていく。	達成	ガイドラインに沿った表現・運用ができています。(具体例) ・広報連絡員会議で、ガイドラインに沿った表現を依頼 ・校了前の原稿について、広報担当者で人物イラストや写真の男女バランスを修正
	各課にガイドラインの活用を促すよう、広報担当部署と連携し、各課への周知を図る。	生涯学習課	平成28年10月に清須市男女共同参画表現ガイドライン「一緒に考えよう!その表現!」を作成。	引き続きガイドラインの活用を図る。	達成	広報担当部署と連携し、ガイドラインの活用を図ることができた。

施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実  
 施策方向① 学校等における男女平等を推進する教育の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。また、男女平等意識の醸成を進めるため、男女混合名簿への移行について検討していきます。	道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施。市校長会、市教頭会等会議における啓発、各校の教職員等への意識啓発を促す。	学校教育課	各教科及び学級活動の時間に、人権に関する授業を行っている。また、人権に関するポスター等の啓発活動及び呼びかけなどを行っている。教職員等に対しては市校長会、市教頭会等の会議で啓発している。令和4年度から小中学校の名簿を混合名簿に変更した。	男女の相互理解を深めること、お互いの人権を尊重することの大切さについて、意識できるよう取り組みを進める。教職員においても人権意識の向上や相互理解の大切さを意識できるよう啓発活動に努める。	達成	道徳教育や各教科の授業における男女共同参画を含む人権教育を実施した。また、市校長会、市教頭会等会議で情報共有をしている。令和4年度から男女混合名簿へ移行し、今年度においても男女混合名簿としている。

施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実  
 施策方向② 男女共同参画に関する学習機会の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。	多くの市民へ講演会への参加を促すため、広報、ホームページで周知。また、各種団体への周知。	生涯学習課	講演会の開催及び啓発・周知を行っている。	多くの市民へ講演会への参加を促すため、広報、ホームページで周知。また、各種団体への周知を行う。	達成	広報及びホームページを通して男女共同参画講演会を周知した。また女性の会や商工会などの各種団体を通して周知することができた。

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策1 市におけるポジティブアクションの推進  
 施策方向① 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	人事秘書課	表彰者審査委員会の女性委員登用率の実績は55.56%以上であり、目標を達成している。特別職報酬等審議会は、必要の都度、開催するものであり、ここ数年は開催していない。	現在の登用率を維持できるように努める。	達成	委員選考に当たり、積極的に女性の候補者を選出していただくよう関係団体等へ依頼し、女性委員の登用に努めた。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	総務課	総務課の行政係が所管する行政委員会及び審議会の女性委員の登用は30%以上と進んでいるが、交通防犯係が所管する交通安全関係の審議会への女性委員の登用は進んでいない。交通安全関係の審議会委員は各関係機関の特定の職の方を充て職として登用しているため、男性が多い傾向にある。	特に交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。	一部達成	全体として目標値を充足する女性委員の登用率となった。課題とする交通安全関係の女性登用率においては現状維持となっているため、令和7年度に向け、引き続き取り組みを進めていく。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	企画政策課	委員は役職による登用が多いため、関係機関における人事異動等の影響が大きい。	清須市第2次総合計画(後期計画)で定める33.9%を達成できるよう目標値を設定し、登用を図る。	実施したが見直しが必要	附属機関、委員会等の女性委員の登用については、目標値を達成できるよう広報、周知を行い女性委員の登用を図ったが、関係団体からの委員登用が位置づけられている委員会の一部、目標値を達成できなかった。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	危機管理課	関係機関において、代表者をそのまま委員として登用するため、積極的な女性登用を進めることが難しい。ただ、各委員に女性の重要性について周知をしている。	委員として参加してもらえる女性団体があるか確認し、防災委員の枠を拡大する事を検討する。	達成	女性が多く所属している団体を確認し、検討することができた。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	税務課	該当無し (※税務課では所管となる附属機関、委員会を持たないため)	該当無し	該当なし	-
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	財産管理課	清須市公共施設個別施設計画(仮称)策定委員会への女性委員(1名)の登用。(平成30年8月7日選任)	委員会等の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。	未実施	委員会等がなく評価できない。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	市民課	該当なし	該当なし	該当なし	-
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	保険年金課	国民健康保険運営協議会9名のうち、2名の女性委員を登用している。今後も積極的に女性委員の登用を進める。	現在の委員の任期が令和7年10月31日であるため、次期委員選任時に女性委員が3名になるよう努める。	未実施	現在の委員の任期がR7.10.31までであるため
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	生活環境課	委員会構成団体の委員に女性が多いため、今後も積極的に女性の委員の登用を行う。	・委員会構成団体への女性役員登用の働きかけを行う。 ・委員募集の広報等での啓発に努める	達成	清須市ごみ減量化等推進委員会の男女登用率が目標値を超えているため。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	産業課	産業課管轄の委員会では、少しずつ女性委員が増えつつあるが、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高い。	引き続き女性委員の登用に向けて周知する。	一部達成	一部委員会等で働きかけを実施したため。
附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	高齢福祉課	高齢福祉課の附属機関、委員会での女性委員の登用は、全体の委員数に対して女性の割合は半数程度となっている。	今後の委員の選任においても、女性が参画できるよう積極的に働きかける。	達成	高齢福祉課所管の附属機関、委員会では半数以上の機関において女性の登用が増加した。また、介護認定審査会では、女性の老人福祉施設長を新たに登用した。	

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策1 市におけるポジティブアクションの推進  
 施策方向① 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	健康推進課	健康づくり推進協議会委員について15人中6人が女性委員となっている。	令和8年度で委員の改選を行う。引き続き、女性の委員の登用に努める。	達成	令和6年度に委員の改選を行い、女性の委員の登用に努めた。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	社会福祉課	障害支援区分認定審査会に女性委員が不在	女性委員の登用	一部達成	概ね進んでいるが、障害区分判定審査会委員については女性委員の登用ができていない。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	子ども家庭課	平成25年に設置した「子ども・子育て審議会」では、令和6年度は女性委員は19人中13人を登用しています。また、「清須市要保護児童対策地域協議会」では18人中6人を登用しています。	現状を継続していきます。	達成	現状を継続していきます。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	児童保育課	現状を維持していきます。	清須市子ども・子育て審議会において、女性委員の登用を進めます。	達成	現状を継続していきます。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	都市計画課	現在登用されている女性委員数を確保	都市計画審議会委員の任期が令和6年6月30日までなので引き続き女性委員数を確保していく	一部達成	任期まで女性委員数を確保しているが引き続き女性委員の登用に努める。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	学校教育課	現在の教育委員会委員は、5名中2名が女性。その他の学校教育関係の委員会も、適任者へ委嘱している。学校教育関係審議会等には、すべて女性委員がいる。	委員の改選時において、適任者へ委嘱するとともに女性委員の登用により、幅広い意見を反映していく。学校教育関係審議会等へは、偏りのないよう、適任者へ委嘱していく。	達成	適任者へ委嘱、女性委員の登用により、幅広い意見を反映している。学校教育関係審議会等へは、偏りのないよう、適任者へ委嘱を行っている。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	スポーツ課	スポーツ推進委員については、令和6年4月時点では、男性19名、女性15名となっており、目標値を維持できている。社会体育施設委員については、男性12名、女性3名となっており、積極的な女性登用が維持できなかったため、次回委員会設置の際に積極的に女性登用をする。	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。	一部達成	スポーツ推進委員については、令和6年12月時点では、男性19名、女性15名となっており、目標値を維持できた。社会体育施設委員については、男性12名、女性3名となっており、積極的な女性登用が維持できなかった。
	附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	給食センター	清須市学校給食センター運営委員会は、運営に関する重要事項を審議するため、年1回以上開催しており、令和5年度の委員女性登用率は52.38%であった。なお、本委員会委員は、委嘱期間が1年であるため、毎年交代することになる。	学校給食センター運営委員会における保護者代表委員の選任について、女性を推薦していただくよう学校、幼稚園及び保育園に促し、女性登用率50%以上を維持する。	達成	委員の委嘱対象であるPTAの代表者や保育園保護者会の代表者に女性を登用できたため、目標の達成に結びついたと判断される。

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策1 市におけるポジティブアクションの推進  
 施策方向② 女性の管理職への登用

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
個人の適性や能力を踏まえ、性別にとらわれず管理職員への登用を行います。	男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底。	人事秘書課	管理職への登用は、男女の区別はせず個人の適正や能力により行っている。達成率や目標値設定などについては、国の動向や他団体の状況に注視する必要がある。	現年度と同程度の職員数を登用する。	達成	目標値である35%以上となるよう、例年と同規模の割合で登用した。

施策2 女性のエンパワーメントへの支援  
 施策方向① 人材の育成と確保

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。また、女性の人材に関する情報を幅広く収集します。	小・中学校におけるPTAやコミュニティスクールのメンバーについて、男女を問わず適任者へ委嘱すると共に、研修や講座等への積極的な参加を支援する。	学校教育課	小中学校4役における女性登用率は、35.4%である。人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう情報収集や調査研究に努めている。	人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう情報収集や調査研究に努める。	達成	小・中学校におけるPTAやコミュニティスクールのメンバーについて、男女を問わず適任者へ委嘱すると共に、男女共同参画の講演会等への積極的な参加を支援した。
	県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。	生涯学習課	清須市男女共同参画えみの会や女性の会等を中心にリーダーの参加を呼びかける。	県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。	達成	県などが行う研修会や講座の案内チラシ等を窓口や公共施設に設置し、周知に努めた。

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進  
 施策方向① 家庭生活における男女共同参画の促進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。	体験・参加型のパパママ教室の開催。男性の育児参加への啓発に向けた情報提供。	こども家庭課	体験・参加型のパパママ教室を実施することで多くのパパの参加が見られた。	休日にパパママ教室を実施したり、人気のある講座の実施回数を増やした。また、内容も体験・参加型の教室を実施することで多くのパパの参加が見られた。	達成	講座参加者の多くが夫婦での参加であった。参加者からの感想も好評であった。特に、体験の内容について好評であるため、今後も継続をしていく。
	父親の参加しやすい土曜日に、児童館及び子育て支援センターにおいて講演会等を開催し、父親への育児参加の啓発を図る。	児童保育課	児童館及び子育て支援センターでは、父親の参加しやすい土曜日に事業を開催し、父親も育児に参加するよう啓発しています。しかし、父親のいない家庭にも配慮する必要があるのが課題です。	たんぼぼ園において、父親参加の療育を行います。児童館・児童センターにおいては、母親だけでなく父親も参加できる行事を行います。	達成	父親の参加を呼びかけ、参加していただくことが出来た。
	来年度の講演会に向け、男性が聴いて役立つような内容を検討。	生涯学習課	男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っている。	男性が聴いて役立つような内容を検討する。	達成	「無意識の思い込み」を題材とした男性が聴いて役立つ内容にした。
男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進するとともに、男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。	男性が興味を持ち参加しやすい講座を開設。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施。	生涯学習課	現在、男性に特化した家事講座は行われていないが、男性も家事へ参加する機会を促す講座を開催した。	男性が興味を持ち参加しやすい講座を計画する。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施する。	達成	令和6年度は、親子講座の「家族ではしめる野外料理とロープワーク」(10組中6組男性参加)と「和菓子をつくってみよう」(11組中3組男性参加)を実施し、家事・育児への男性の参加を促すための親子講座をおこなった。
	公共施設の新築・改修時における、男性の育児・介護への参画の視点を取り入れた計画の検討。	財産管理課	ベビーベッド 北館3箇所 授乳室 北館1箇所 キッズスペース 北館2箇所 多目的トイレ 北館3箇所 南館1箇所	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組むとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。	達成	継続的に来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組むとともに、利用者の要望に耳を傾けているため。

施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進  
 施策方向② 地域活動等への参画の促進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援。	高齢福祉課	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動を支援していく。また、男性が参画しやすい地域づくりの啓発を勧めていく。	社会福祉協議会が実施している地区サロンの活動の広報、ホームページ等によるPRを行う。	達成	社会福祉協議会のホームページ等で高齢者が孤立することがないように様々な地域活動への参加の機会を提供した。
	家庭や地域社会に係る講座を実施。	生涯学習課	家庭や地域においても、活用できるような生涯学習講座を開催している。	家庭や地域社会に係る講座を実施する。	達成	和菓子作り、お金の話の講座など家庭や地域社会に参加するきっかけづくりになる生涯学習講座を開催できた。
町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域における様々な地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。	老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発。	高齢福祉課	老人クラブなどの地域活動において、男性の参画の機会の提供、参加を促す。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。	達成	市が開催する介護予防教室において、男性の参加率が低い地区については男性の積極的な参加を促すため、老人クラブに出向いてチラシ配布等の啓発活動を行った。
	講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。	生涯学習課	男女共同参画講演会の開催等を周知し、市民への男女平等の理解を深めている。	講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。	達成	PTAや子ども会を通して、講演会の開催案内を広く周知することができた。また講演会は男性が聞きやすい演目で開催し、男性にも興味を持ってもらえるよう、講演会の企画運営に務めた。

施策2 防災分野における男女共同参画の促進  
 施策方向① 防災分野への女性の視点の盛り込み

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
自主防災組織などの地域における防災の取り組みに対し、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう支援するとともに、子どもや若者、高齢者、障害のある人、LGBTQなど、多様な人々への配慮にもつながるよう取り組みます。また、避難所などの場所において、多様なニーズに応じた安全が確保されるよう配慮し、個人の人權を尊重したうえで、男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品などを整備します。	自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討。防災会議委員等への女性の積極的な活用。避難所における男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品の整備や、プライバシーの尊重・着替え・授乳用の間仕切りの設置の検討。	危機管理課	プライバシーの観点から、新しく市の指定避難所として運用が始まる「五条川防災センター」には男女別の更衣室があり、女性更衣室は授乳スペースを設置した。	市民を対象とした令和6年地域防災リーダー養成講座の受講者に、赤十字奉仕団に参加していただき、女性の視点からの意見も交えたグループワークを行う。また、自主防災組織への女性の登用を積極的に周知する。	達成	赤十字奉仕団から4名の参加があり、グループワークをはじめとする講座にて、女性からの視点を中心に積極的な意見をいただいた。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進  
 施策方向① 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方に関して関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。	商工会総代会、企業懇話会等の機会における情報提供、意識啓発の推進	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。	未実施	各委員会等で働きかけを実施できなかったため。
就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。	商工会総代会、企業懇話会等の機会における情報提供、意識啓発の推進		産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。	一部達成	愛知県などのチラシ等を配架したが、各委員会等で働きかけを実施できなかったため。

施策1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進  
 施策方向② 仕事と家庭・地域生活との両立の支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実と、ワーク・ライフ・バランスを保つために家庭における介護サービス等の充実を図ります。	子育て支援センターの充実。保護者のパートや病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実。低所得者に配慮した保育料の設定。	児童保育課	保護者の病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になった時の一時保育。子育て支援センターでは子どもが健やかに生まれ育つために環境づくりを推進し、地域における子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭の支援。低所得者に配慮した保育料の設定。病児・病後児保育を提供し父母ともに安心して就業できる環境の整備。	保育サービスについて、市民の方へ分かりやすく周知を図ります。	達成	保育サービスについて、市民の方へ分かりやすく周知を図ることが出来た。
	広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、介護保険サービス(デイサービスなショートステイ)の必要に応じた利用の働きかけ。	高齢福祉課	介護支援専門員により、必要に応じた介護保険サービス、福祉サービス等の利用の働きかけを行っている。	介護支援専門員、民生委員、市民等へ介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図る。	達成	介護保険サービス、福祉サービスについて、ホームページ、パンフレット等を活用し、周知を図った。
育児休業、介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行います。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、利用の働きかけ。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	現在、市のホームページやキヨスマに掲載しており、今後も継続していく。	達成	継続して実施できたため。
	市のホームページや子育てアプリ「キヨスマ」を活用した啓発の促進。	児童保育課	広報などで事業者には啓発可能であるが、直接の働きかけをするのは難しいと考えます。	周知のため、広報ホームページ等により啓発に努めます。	達成	広報やホームページ等で啓発することが出来た。
ファミリー・フレンドリー企業(育児・介護等の生活と仕事が両立できるような制度を持つ企業)への登録を促進します。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、ファミリー・フレンド企業登録への呼びかけ。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけに努めていく。	未実施	各委員会等で働きかけを実施できなかったため。
	「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンド企業登録への呼びかけ。	児童保育課	広報などで事業者には啓発可能であるが、直接の働きかけをするのは難しいと考えます。	周知の仕方を検討していきます。	該当なし	組織機構改革により担当課が児童保育課ではなくなったため

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策2 雇用の分野における男女平等の推進  
 施策方向① 男女の均等な雇用機会の確保と推進

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。	商工会総代会、企業懇話会等の機会を通じた働きかけ。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施していく。	達成	名古屋中公共職業安定所と連名で障害者法定雇用率未達成企業に向けた要請文を送付した。

施策2 雇用の分野における男女平等の推進  
 施策方向② 農業・自営業者における労働環境の改善

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
農業や自営業に従事する家族従業者(主に妻)の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。	尾張農林水産事務所農改普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発。尾張農林水産事務所農改普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	尾張農林水産事務所農改普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。	達成	ポスターやチラシで啓発を行った。
協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	尾張農林水産事務所農改普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発。尾張農林水産事務所農改普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及。		産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	尾張農林水産事務所農改普及課と連携をとり、「女性認定農業者」等の情報提供や啓発に努めていく。	達成	ポスターやチラシで啓発を行った。

施策3 女性のチャレンジ支援  
 施策方向① 職業能力の向上や再就職への支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。	あらゆる機会での各種情報提供の推進。県で行う研修等への参加促進。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に追いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	各種情報提供に努める。	一部達成	愛知県などのチラシ等を配架したため。
	各種情報提供に努めている。	生涯学習課	各種情報提供に努める。	引き続き各種情報提供に努めていく。	達成	各種情報提供に努めた。

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実  
 施策方向① 高齢者の自立の支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	介護保険サービスの利用支援。配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供による自立生活の支援。単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施。介護している家族への支援。介護予防事業の実施。民生委員と連携した福祉サービス事業の利用勧奨。	高齢福祉課	介護保険サービス、福祉サービス等の提供により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援している。	地域包括支援センター、介護事業所を通じ、介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図る。	達成	地域包括支援センター、介護事業所、民生委員を通じて、介護保険サービス、福祉サービスの利用の勧奨を行った。

施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実  
 施策方向② 障がい者の自立の支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
障がい者が社会生活を進め、自立した生活がおくれるよう障がいの程度に応じたサービスの提供を図ります。	アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供。	社会福祉課	困り事があり社会参加できていない障がい者の存在がある。障がいの程度に応じた適正網サービスを実施する必要がある。	令和5年度に実施した障害者福祉計画に関連して実施したアンケート結果を検証し、ニーズの把握と適切な福祉サービスの提供を図る。	達成	令和5年度に実施した障害者福祉計画に関連して実施したアンケート結果を基に、ニーズの把握に努めた。また、事業所等と連携し、適切なサービス提供を実施した。

施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実  
 施策方向③ ひとり親家庭への支援の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活を送れるよう福祉サービスの充実を図ります。	18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当の支給。ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援。自立支援員による就労相談等の支援の充実。	こども家庭課	受給者は横ばい状態であるが、ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施していく。就労相談はインターネットやハローワークの利用者が増え、市役所の窓口・電話相談は減っているが、相談があった場合は、各機関と連携し、きめ細かく丁寧な支援をしていく。また、家庭生活支援員の派遣については利用する方が今現在ありませんが、希望者があった場合は食事の世話や住居の掃除などの支援をしていく。	令和6年11月分から第3子手当額及び本人の所得制限引き上げに伴い、申請していなかった方への周知等を行い、ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施していく。また、児童扶養手当等現況届提出期間(8月1日～31日)にマザーズハローワークによる出張相談日を設け、就労相談の支援を行い、市に相談があった場合は各機関と連携し、自立に向けてきめ細かく丁寧に支援をしていく。家庭生活支援が必要な家庭には、利用者へ支援をしていく。	達成	ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施した。また、児童扶養手当等現況届提出期間にマザーズハローワークによる出張相談から、自立に向けての就労相談を自立支援員と連携し、きめ細かく丁寧に支援をすることができた。

施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実  
 施策方向④ 外国人女性への支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。	子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対し市の子育て情報等を配信。  財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳(英語、中国語)」、さらに電話通訳(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語)を活用することを推奨している。	こども家庭課  生涯学習課	子育てアプリ「キヨスマ」では、6カ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信しているため、外国人の方の利用を推奨している。また、財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳(英語、中国語)」さらに電話通訳(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語)を併せて活用することも推奨している。	子育てアプリ「キヨスマ」では、6カ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信。外国人も増加しているため、外国人の母子手帳交付の交付や、転入による母子手当の申請時には「キヨスマ」のダウンロードの推奨を積極的に行う。	達成	外国人に対して情報提供や相談支援を充実することができた。

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援  
 施策方向① 男女の健康づくりへの支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発する。	市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導即時実施。「広報清須」や市のホームページにおける健康に関する相談機関(来所・電話・メール)の周知。	健康推進課	市民女性がん検診を計10日間実施し、約2,000人の市民が受診している。この場で乳がんのセルフチェックや骨粗しょう症予防の指導を実施している。	出前講座等での啓発の継続、節目年齢の女性への無料クーポン券の配布、広報やホームページで女性の検診に関する周知。女性がん検診受診率の向上。	達成	・出前講座にて女性がん検診の啓発、節目年齢の女性への無料クーポン券配付、広報やホームページ、市内公共施設、医療機関にがん検診受診勧奨のポスター掲示にて周知した。 ・がん検診の自己負担金を改正し、受診しやすい体制を整えた。
現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。	自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施。「広報清須」や市のホームページにおける健康に関する相談機関(来所・電話・メール)の周知。		健康に関するアンケート調査では、睡眠で疲れがとれていない方が若い世代に多く、メンタルヘルスと睡眠・休養についての啓発が課題。こころの不調が引き起こす自殺の予防に向け、ゲートキーパーの普及や心の相談窓口の啓発を積極的に行う必要がある。講座の参加者は男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	ゲートキーパー養成講座の実施、『こころの体温計』チラシの作成と配布、心の相談窓口の啓発。自殺対策計画の推進及び評価。自殺対策計画(第2次)の策定。	達成	ゲートキーパー養成講座を実施し、心の相談窓口の啓発を広報やチラシ、各課窓口やトイレに設置のカード等で周知した。また、令和7年1月にはゲートキーパーフォローアップ研修の実施を計画している。
身体的・精神的・社会的な多様性に配慮し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。	健康づくりリーダーや食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業実施。		健康日本21清須計画(第2次)に基づき、市民が健康づくりに取り組めるよう支援している。健康づくり推進協議会などでその推進を図る。	健康日本21清須計画(第2次)の推進及び評価。健康日本21清須計画(第3次)の策定。	達成	健康日本21清須計画(第2次)の推進及び最終評価を実施した。また、現在、健康日本21清須計画(第3次)の策定を進めている。
地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。	地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。		健康づくりリーダーが指導者となって実施している健康づくり自主グループ活動が地域で開催されている。指導者・参加者共に男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	健康づくりリーダー、食生活改善推進員との連携の充実。	達成	健康づくりリーダーとの連絡会を2回計画した。食生活改善推進協議会定例会においては出前講座や調理実習による支援を行った。

施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援  
 施策方向② 母子健康づくりへの支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援する。	母子健康手帳交付時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握。妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進。	こども家庭課	母子健康手帳交付時の健康相談、妊産婦健康診査や乳児健康診査等の受診票の交付等を行い、安心して妊娠・出産できる環境を整えている。若年妊娠や望まない妊娠等を含めハイリスク妊婦については、電話連絡や訪問等を適宜行う。また関係機関と連携しながら妊娠から出産・子育てで継続した相談・支援が行えるようにしている。	妊娠32週、産後2週に助産師または保健師が電話相談を行い、産前産後の支援を行う。適宜訪問や電話連絡を行い、母子の状況を確認するとともに、母親の身体的ケアへの保健指導や心理的ケア、育児指導、相談を行う。	達成	妊娠32週、産後2週に助産師または保健師が電話相談を行い、産前産後の支援を行った。適宜訪問や電話連絡を行い、母子の状況を確認するとともに、母親の身体的ケアへの保健指導や心理的ケア、育児指導、相談を実施できた。

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援  
 施策方向② 母子健康づくりへの支援

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
妊婦とその配偶者やパートナーに対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。	パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進。	こども家庭課	安心して出産を迎えられるよう「栄養・菌・妊婦体操」「育児体験・沐浴体験」「夫婦で子育て」をテーマにパパママ教室を年14回開催している。妊娠中から父親の協力が得られるよう、教室の中で父親に育児体験や妊婦体験を促し、育児参加の重要性を啓発している。	体験、参加型の内容を継続し、夫やパートナーの参加を促す。市で行う教室の意義を活かし、市の施策やサービス、相談窓口の紹介を行う。また、参加者同士の繋がりが出来るよう、参加者の交流の場を設定する。	達成	体験、参加型の内容を継続し、夫やパートナーの参加を促した。市で行う教室の意義を活かし、市の施策やサービス、相談窓口の紹介を実施。また、参加者同士の繋がりが出来るよう、参加者の交流の場を設定した。
子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート。「広報清須」や子育てアプリ「キヨスマ」、保健事業等を活用した「子育て世代包括支援センター」の周知。	こども家庭課	健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通じて、こどもの健康・生活習慣等の知識の普及をし、児童保育課と共に子育て支援の充実を図っている。核家族化や地域の繋がりの希薄化により、相談相手がおらず孤立したり、育児未経験者で不安がある親が増えており、より一層の育児支援が必要とされている。	こども家庭センターとして、関係機関と連携し、広報や保健事業等で周知を図ることで相談支援へと繋げる。	達成	こども家庭センターとして、関係機関と連携し、広報や保健事業等で周知を図ることで相談支援へと繋げることができた。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・生命の安全を、ライフステージを通して、権利としてとらえる概念)に関する情報を提供します。	思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解の促進。	こども家庭課	3歳児健康診査時にリーフレットを配布している。現在、学校主催で性教育を行っているが、実施している学校が限られており、全体的には実施できていない。	学校教育課と連携し、要望のあった学校へ思春期教室を実施することで、若年世代への性に関する知識の普及、啓発を行う。	達成	学校教育課と連携し、要望のあった学校へ思春期教室を実施することで、若年世代への性に関する知識の普及、啓発を行った。
	思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解の促進。	学校教育課	学校主催で性教育を行っているが、実施している学校が限られており、全体的には実施できていない。	健康推進課等との連携を図り、思春期保健に関する情報提供の機会を創出する。	一部達成	中学校では授業を通して性と生殖に関することを学んでいるものの、全体的には実施出来ていない。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止に向けた情報提供や啓発  
 施策方向① 暴力根絶のための啓発の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
DV、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。	DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置。「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発。「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知(児童虐待防止推進月間での11月に実施)。	こども家庭課	“女性に対する暴力をなくす運動”のある11月に広報・ホームページにて周知、啓発記事を掲載している。	広報・ホームページへの掲載とともに、南館1階、北館1・2階のトイレに、相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置する。	達成	11月の広報以外に年2回広報にて、相談窓口の啓発記事の掲載をした。また、庁舎内のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置した。
	DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置。「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発。「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知(児童虐待防止推進月間での11月に実施)。	産業課	周知が徹底されていない。	啓蒙活動に努める。	未実施	実施する機会をとらえられなかったため。
児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。	リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動。関係課・関係機関との連携強化。	産業課	リーフレットやチラシを配架しているが、周知が行き届いていない。	啓蒙活動に努める。	達成	愛知県などのチラシ等を配架したため。
	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課や関係機関との協働による市民への意識啓発。	社会福祉課	通報のあった、障がい者虐待の対応をしています。事業所や市民への。障がい者虐待防止の啓発、またその土壌を作らないよう、事業者や介護者からの相談があった際は市としての丁寧な対応が求められると感じています。	関係機関や事業所等への虐待防止の啓発や、通報や相談に応じ、虐待対応をしていきます。	達成	国や県からの障がい者虐待の防止や対応のための手引き、虐待対応研修などの案内があれば、速やかに事業所へ案内した。通報に対し、通報者の話を受け止め、聞き取り調査(事実確認)、会議、事業所への通知、改善計画書の提出確認など、適切に対応した。
	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	こども家庭課	児童虐待防止推進月間である11月と2月に、毎年、広報及びホームページに児童虐待通告の周知に関する記事を掲載している。	広報・ホームページへの掲載とともに、民生・児童委員への周知や、各施設にチラシを設置し周知を図る。	達成	児童虐待については啓発月間に庁舎内及び市内施設、市内医療機関等に児童虐待防止ポスターの配布及び掲示をした。また、民生委員には4月及び11月、校長会においては4月に児童虐待の通報を含めた啓発を行った。
	高齢者虐待防止ネットワーク協会の実施による、虐待防止の啓発活動。「広報清須」や市のホームページを活用した、虐待防止と情報提供の呼びかけ。	高齢福祉課	高齢者虐待防止については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で虐待防止、早期発見の啓発に努めている。	介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット、電子媒体等で虐待防止、虐待の早期発見の啓発に努める。	達成	介護事業所、民生委員、市民に広報・ホームページにより虐待の防止、虐待の早期発見の啓発に努めた。また、地域ケア個別会議に参加し、介護保険の専門職と虐待ケースの支援方法について協議するなど、虐待に対する意識向上を図った。
被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。	リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動。関係課・関係機関との連携強化。	産業課	リーフレットやチラシを配架しているが、周知が行き届いていない。	啓蒙活動に努める。	達成	愛知県などのチラシ等を配架したため。
	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した啓発活動。母子保健推進員研修会における啓発活動。児童虐待については民生児童委員や校長会・教頭会にて啓発。	こども家庭課	児童虐待防止推進月間である11月と2月に、毎年、広報及びホームページに児童虐待通告の周知に関する記事を掲載している。母子保健推進員やファミリー・サポート・センターの提供会員向けに、DVの現状を理解していただくための講座を開催している。	広報・ホームページへの掲載とともに、母子保健推進員の研修会にDV・児童虐待の啓発を行う。また、乳幼児健診時に虐待予防啓発チラシを配布する。	達成	児童虐待については啓発月間に庁舎及び市内施設、市内医療機関等に児童虐待防止ポスターの配布及び掲示をした。また、民生委員には4月及び11月、校長会においては4月に児童虐待の通報を含めた啓発を行った。また、乳幼児健診等に虐待予防啓発チラシを配布した。

施策1 DVの防止に向けた情報提供や啓発  
 施策方向② 若年層に対する予防啓発

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
若い男女間で起きているデートDVに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。	高等学校及び大学での講座の実施(県実施)。DV相談に関する啓発カードの公共施設への設置。	こども家庭課	デートDVに対する出前講座の実施はまだないが、家庭内DVに合わせてデートDVの啓発が必要になると考えている。	高校及び大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	達成	高校及び大学からの講座の要請はなかった。
	小・中学校での人権教育の促進。	学校教育課	家庭内DVに併せてデートDVの啓発が必要になると考えている。	啓発の機会を創出できるよう調整を図る。	達成	小・中学校での各教科において人権教育を実施した。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策2 相談・連携体制の整備・充実  
 施策方向① 相談体制の整備・強化

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
相談員への研修機会を充実し、相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の二次被害を防止します。	青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進。	こども家庭課	相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加している。	相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加している。	達成	相談員のみならず、行政職員も年に複数回の県等が主催する研修に参加。11月の広報以外に年2回広報にて、相談窓口の啓発記事の掲載をした。また、庁舎内のトイレに名刺サイズのリーフレットを設置した。
	青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進。	学校教育課	市採用の学校スクールカウンセラーには、年2回研修実施。家庭教育相談員(スクールソーシャルワーカー)は、子育て支援課と連携を取りながら対応している。	関係機関等との情報連携に努め、研修を通じて、相談員等の資質向上を図る。	達成	青少年家庭教育相談員、女性相談員がDV被害者保護支援を含む相談業務に関する研修や会議へ参加した。

施策2 相談・連携体制の整備・充実  
 施策方向② 相談業務の周知・啓発

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
広報紙、市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。	市のホームページの掲載内容を確認し、最新の情報提供に努める。	人事秘書課	広報紙へ人権相談や女性相談に関する記事を毎号掲載している。	継続的に広報紙へ相談窓口の記事を掲載していく。	達成	広報紙やホームページへ女性の人権相談窓口について掲載済み。
	「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知。児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課と協働し、市民の意識啓発を図る。	社会福祉課	市のホームページに相談窓口の周知や虐待予防について周知しています。	引き続き、相談窓口の啓発と、通報や相談があった際は、速やかに虐待調査を実施し、対応していきます。	達成	通報に対し、通報者の話を受け止め、聞き取り調査(事実確認)、会議、事業所への通知、改善計画書の提出確認など、適切に対応した。
	「広報清須」や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」を通じた、女性相談やこども家庭センターでの児童家庭相談窓口の周知。	こども家庭課	今後とも広報誌や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」に女性相談、こども家庭センターでの児童家庭相談の案内を掲載し利用者に案内を継続していく。	広報誌や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」に女性相談、こども家庭センターでの児童家庭相談の案内を掲載し利用者に啓発を継続していく。	達成	継続して推奨できた。
	「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知。	高齢福祉課	虐待の相談窓口については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で周知に努めている。	虐待の相談窓口については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で周知に努めている。	達成	虐待の窓口について、介護事業所、民生委員、市民に広報、ホームページにより周知を行った。

施策2 相談・連携体制の整備・充実  
 施策方向③ 連携体制の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	人事秘書課	情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。	情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。	達成	具体的な相談事項や事件性のある事案はなかった。万が一、懸念すべき事案が発生した場合は、庁内関係部署や警察等と適切に連携し、被害者の保護を最優先に対応する予定。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	企画政策課	・関係機関と連携した専門的な相談への対応 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施 ・市役所内の連携体制、情報共有体制を強化するためのプロジェクトチームの設置	情報共有に努める。	実施したが見直しが必要	関係機関、団体との情報共有に努めた。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策2 相談・連携体制の整備・充実  
 施策方向③ 連携体制の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	総務課	西枇杷島警察署とは、防犯事業等を通じて平常時から、情報共有・信頼関係を保って迅速に対応できるよう体制を整えている。プロジェクトチームの設置までは至っていないが、概ね市役所内の連携体制及び情報共有体制は構築できている。	平常時から警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。	達成	平常時から警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、突発的な事案にも迅速に対応できるよう体制を整えることができた。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	危機管理課	市民課と避難者受け入れ時を想定した協議をすることができたが、市民課の職員も避難所の配備等があり、必ず情報提供ができるか分からない。	関係機関との連携体制の構築を検討する。	実施したが見直しが必要	庁内の関係部署や関係機関の連携に難を感じた。虐待の通報時の対応や情報共有の体制を確立しなければならないと感じた。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	財産管理課	(財産管理課) 市役所内の情報共有ができていない。	市役所内における各課間の情報共有に努める。	未実施	事例が無かったため。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	税務課	・関係機関との連携した専門的な相談への対応 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援者への支援の実施 ・市役所内の連携体制、情報共有体制を強化するためのプロジェクトチームを設置 ・固定資産税等の他市町村との関係機関との情報共有	COKASでの証明書発行の際、付箋及び警告情報がついている場合は確認してから発行する。	達成	予定・計画していた事例は0件でしたが、引き続き連携・情報共有体制を実施できるよう努めて参ります。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	市民課	支援措置に関する要綱及びマニュアルを調査し、整備。 申し出を收受し、住民票戸籍附票の発行を制限、市役所内及び関係市町に支援措置の対応を依頼。	支援措置に関する要綱及びマニュアルの整備。 支援措置申出者名簿の更新。 中間サーバー開示制限の設定。 選挙人名簿閲覧の報告。 固定資産台帳情報の連携。	達成	支援措置に関する要綱を整備することができているので、随時見直しはしていく。今後はマニュアルを順次整備していく予定。 支援措置申出者名簿を随時更新し、固定資産台帳情報の連携及び中間サーバーの開示制限を設定した。 選挙人名簿閲覧において支援措置申出者名簿を報告した。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	保険年金課	関係機関との連携及び情報共有	関係機関との連携及び情報共有	達成	虐待通報等該当ケースは無かったが、予定・計画については常に実施している。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	社会福祉課	庁内関係部署や、社会福祉協議会、障がい者サービス提供事業所などとの、情報共有や連携体制を図り、虐待対応しています。	引き続き、庁内関係部署や、社会福祉協議会、障がい者サービス提供事業所などとの、情報共有や連携体制を図り、虐待対応していきます。	達成	国の虐待対応の手引きに従い、市の対応マニュアルを作成した。手引きやマニュアルに基づき、関係機関や関係者と連携し、対応した。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策2 相談・連携体制の整備・充実  
 施策方向③ 連携体制の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	健康推進課	今後も他機関と情報共有・連携を図り、必要時には対象者へ支援を行う。	こども家庭課や社会福祉課等の関係課及び機関と情報共有と連携を図る。	達成	こども家庭課や社会福祉課等の関係課及び機関と情報共有と連携を図った。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	都市計画課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	こども家庭課	女性相談員1名、子育てコンシェルジュ1名を配置するとともに、令和6年度からこども家庭センターを設置し、児童虐待や児童の養育問題などの相談及びDVを含めた女性相談を受けている。また、相談内容により関係機関と連携しながら対応している。	月1回行われる要保護児童対策地域協議会、民生委員へ年2回、随時必要時に市内にある児童に対する施設等に虐待に関する啓発や情報や対応方法の共有を行い、より一層の連携を深める。	達成	年1回の要保護児童対策地域協議会実務者会議等のため毎回関係機関より要保護児童等の情報提供を依頼し会議時に情報共有を図っている。また、随時児童等の関係機関からの情報の集約を行った。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	高齢福祉課	高齢者虐待は市役所(高齢福祉課)と地域包括支援センターが通報受付窓口になっている。虐待の疑いがある場合は速やかに事実確認を行い、虐待の認定の有無を判定し、対応方針を決定する。必要に応じて庁内外関係部署、介護事業所、警察署等と情報共有、協力依頼を行いながら、被害者への支援を行っている。	今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。	達成	今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	生活環境課	引き続き、暴力、虐待等が派生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援も実施するように継続する。	庁舎関係部署や、警察棟、他の機関、団体と連携し情報共有を図るとともに、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行う。	該当なし	暴力、虐待等の通報がなかったため。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	産業課	周知が徹底されていない。	啓蒙活動に努める。	達成	愛知県などのチラシ等を配架したため。
	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	学校教育課	生徒指導推進協議会においてPTA、警察、防犯協会、民生児童委員と連携をとり生徒指導を推進している。家庭教育相談員(警察OB)を設置し、家庭内での暴力等の相談時には、警察と連携を取っている。	警察等、他の機関との情報連携に努める。	達成	関係機関と連携した専門的な相談への対応を行い、虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施を行っている。庁内の連携、情報共有を行っている。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策2 相談・連携体制の整備・充実  
 施策方向③ 連携体制の充実

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	スポーツ課	スポーツ関係団体等との連携を密にし、情報共有を図るとともに、事態の発展を防止できている。さらに、連携体制を高めていく。	関係機関と連携した専門的な相談への対応、虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施	達成	スポーツ関係団体等との連携を密にし、情報共有を図るとともに、事態の発展を防止できた。

施策3 被害者に対する支援の推進  
 施策方向① 一時的な保護、支援の実施

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
DV被害者を一時的に保護し、加害者から離れて自立して生活できるように、関係機関と連携し、施設の入所や就職の斡旋等を行います。	希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援。関係機関との連携。	こども家庭課	DV被害者から相談があり加害者からの暴力から身を守りたい意思があった場合、一時保護し、関係機関と連携し、母子生活支援施設へ入所させている。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともに行っていく。	達成	相談時には相談者へ必要な情報提供を行い、必要に応じ関係機関との調整をした。

施策3 被害者に対する支援の推進  
 施策方向② 自立支援体制の確立

施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和6年度の予定・計画	取組に対する評価	令和6年度の予定・計画に対する取り組みの評価理由
DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。	母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援。被害者の自立に向けた計画の作成。	こども家庭課	母子生活支援施設には、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなど、さまざまな心配ごとを相談できる母子指導員が配置されており、母子の生活指導を行う自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行っている。さらに、利用者の方と一緒に自立に向けた計画を作り、支援している。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともに行っていく。	達成	入所者の自立に向けて施設と連携しながら、入所中の状況の確認及び支援方針の確認、支援の継続を行った。